

新型コロナウイルス感染症感染拡大による 保険料の減免措置が延長されました



**新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、
次の要件を満たす方は、保険料が減免できます。**

【保険料の減免の対象となる方】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 → **保険料を全額免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 → **保険料の一部を減額**

【保険料が一部減額される具体的な要件】

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた令和4年の収入のいずれかが、**令和3年に比べて10分の3以上減少する見込み**であること
- (2) 令和3年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

所得とは？

収入の額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除等を差し引いた額のことをいいます。

保険料の減免額 は、**減免対象の保険料額** ($A \times B / C$) に、**令和3年の所得の合計額に応じた減免割合** (D) をかけた金額です。

減免対象の保険料額 ($A \times B / C$)

A: 75歳以上の方の令和4年度保険料額
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和3年の所得の合計額
C: 世帯の令和3年の所得の合計額 (※1)

(※1) 世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者の合計額

所得の合計額に応じた減免割合 (D)

主たる生計維持者の令和3年における所得の合計額について、

- 300万円以下の場合 : 全部 (10分の10)
- 400万円以下の場合 : 10分の8
- 550万円以下の場合 : 10分の6
- 750万円以下の場合 : 10分の4
- 1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、主たる生計維持者の令和3年の所得の合計額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

減免額の計算例 (75歳以上の夫婦世帯)

【令和3年の所得】

※保険料額は大阪府後期高齢者医療広域連合の保険料率を基にした一例です。

夫	給与所得	100万円 (給与収入170万円に相当)
	年金所得	80万円 (年金収入190万円に相当)
	→令和4年度保険料額	約21万円
妻	給与所得	なし
	年金所得	20万円 (年金収入130万円に相当)
	→令和4年度保険料額	約5.4万円

世帯の所得の合計額 (C) = 200万円

夫の給与収入が10分の3以上減少する見込みがある場合

【保険料の減免額】

(A)	(B)	(C)	(D)	保険料の減免額		
夫の保険料について、						
約21万円	×	(100万円/200万円)	×	10分の10	=	<u>約10.5万円</u>
妻の保険料について、						
約5.4万円	×	(100万円/200万円)	×	10分の10	=	<u>約2.7万円</u>

※令和3年の所得の合計額が300万円以下の世帯なので、全部 (10分の10) が免除。

**ご自身が減免の対象になるかどうかについては、
お住まいの市区町村にお問い合わせください。**